

利用者各位

札幌市子ども未来局長

緊急事態宣言の解除に伴う児童会館等の事業再開について

日頃より、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）の運営に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、北海道に対し発令されておりました「緊急事態宣言」については、このたび、9 月 30 日（木）をもって解除されることとなりました。

つきましては、これまで休止してきた児童会館等の各事業について、下記の通り再開いたしますので、お知らせいたします。

引き続き、感染拡大防止に留意のうえ、児童会館等の運営を行ってまいりますので、利用者各位におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【児童会館等の事業の再開について】

10 月 1 日（金）以降、これまで休止しておりました以下の事業を再開いたします。

【10 月 1 日（金）以降、再開する事業】

・自由来館 ・ふりーたいむ ・子育てサロン ・占用利用

※占有利用については、各会館での準備が整い次第、10 月 1 日（金）を待たずに、予約の受付を再開予定です。

※感染防止の観点から、占用利用においては、換気や消毒、過密な状態での利用を避ける等の基本的な感染対策にご協力いただくとともに、飲食を主目的とした活動での利用は禁止とします。

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989